

吸収合併に係る事後開示書面

2024年9月4日

株式会社フルヤ金属

2024年9月4日

東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
株式会社フルヤ金属
代表取締役 古屋 堯民

吸収合併に係る事後開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

当社は、2024年7月2日付で株式会社ナノ・キューブ・ジャパン(以下、「吸収合併消滅会社」いう。)との間で締結した合併契約書(以下、「本吸収合併」という。)に基づき、2024年9月1日を効力発生日として吸収合併を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年7月

10日付で官報公告及び2024年7月18日付で公告を行いました。異議申述期間までに、本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年7月10日付で官報公告及び2024年7月18日付で公告を行いました。異議申述期間までに、本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が据え置いた書面

別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2024年9月4日

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

2024年7月2日

株式会社フルヤ金属

株式会社ナノ・キューブ・ジャパン

2024年7月2日

東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
株式会社フルヤ金属
代表取締役 古屋 堯民

東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
株式会社ナノ・キューブ・ジャパン
代表取締役 小滝 哲

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

株式会社フルヤ金属(以下、「吸収合併存続会社」という。)及び株式会社ナノ・キューブ・ジャパン(以下、「吸収合併消滅会社」という)は、2024年7月2日付で、2024年9月1日を効力発生日とする合併契約(以下、「本吸収合併」という。)を締結いたしました

本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりであります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

④ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生じる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙1 合併契約の内容



合併契約書

株式会社フルヤ金属（以下「甲」という。）と株式会社ナノ・キューブ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して甲の普通株式その他の株式等を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併は無対価合併であることより、合併により甲の資本金及び準備金等は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2024年9月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

1 甲は、乙の2024年7月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に乙から引き継ぐ。

2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。

第8条（合併承認）

1 甲は、2024年6月20日に、取締役会を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議がなされたこと、乙は本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関し取締役の過半の同意が得られていることを確認する。

2 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併（会社法796条2項）、乙にとって略式合併（会社法784条1項）の要件を満たすことを相互に確認し、これによりそれぞれ本合併契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、乙はその財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合については、あらかじめ甲の同意を得たうえで行わなければならないものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、甲または乙の取締役会の承認が得られなかった場合、または法令に定められた関係官庁の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を保有する。

2024年7月2日

甲 東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
株式会社フルヤ金属

代表取締役 古屋 堯民



乙 東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
株式会社ナノ・キューブ・ジャパン

代表取締役 小滝 哲





別紙2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

決算報告書

第17期

自 令和 4年 8月 1日
至 令和 5年 7月 31日

株式会社 ナノ・キューブ・ジャパン

損益計算書

株式会社 ナノ・キューブ・ジャパン

自 令和 4年 8月 1日
至 令和 5年 7月 31日

単位：円

科 目	金 額	
【 純 売 上 高 】		
売 上 高	45,766,930	
共同研究費売上	2,640,000	
その他の売上	306,000	48,712,930
【 売 上 原 価 】		
当期製品製造原価	20,451,664	
* * 合計 * *	20,451,664	20,451,664
	売 上 総 利 益 金 額	28,261,266
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		15,168,248
	営 業 利 益 金 額	13,093,018
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	317	
受 取 配 当 金	900	
雑 収 入	50,221	51,438
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	353,488	
長 期 前 払 債 却	43,928	397,416
	経 常 利 益 金 額	12,747,040
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12,747,040
	法人税、住民税及び事業税	182,500
	当 期 純 利 益 金 額	12,564,540

販売費及び一般管理費

株式会社ナノ・キューブ・ジャパン

自 令和 4年 8月 1日
至 令和 5年 7月 31日

単位：円

科 目				金 額	
役	員	報	副		2,850,000
雑			給		589,186
給	与	分	金		492,000
法	定	福	費		1,351,158
福	利	厚	費		80,342
旅	費	交	費		812,415
通		信	費		170,818
交		際	費		30,089
寄		付	金		200,000
会		議	費		166,768
減	価	償	費		939,342
地	代		賃		612,000
リ	一		料		778,800
保		險	料		110,010
修		繕	費		16,170
水	道	光	費		1,279,741
消	耗		費		101,320
事	務	用	費		72,081
租	税		課		2,165,099
広	告	宣	費		867,360
支	払	手	料		1,216,319
諸		会	費		203,600
雑			費		63,630
				合 計	15,168,248

製造原価報告書

株式会社 ナノ・キューブ・ジャパン

自 令和 4年 8月 1日
至 令和 5年 7月 31日

単位：円

科 目	金 額	
【 材 料 費 】		
期首材料棚卸高	1,849,405	
主要材料費	5,118,544	
補助材料費	716,206	
* * 小計 * *	7,684,155	
期末材料棚卸高	△5,206,810	2,477,345
【 労 務 費 】		
賃金給料	3,780,000	
雑給与	1,642,602	
賞与	650,000	6,072,602
【 外 注 加 工 費 】		
外注加工費	689,700	689,700
【 製 造 経 費 】		
施設利用料	175,110	
地代	3,330,480	
運賃	86,096	
消耗品費	1,426,781	5,018,467
当期総製造費用		14,258,114
期首仕掛品棚卸高		6,692,000
合 計		20,950,114
期末仕掛品棚卸高		△498,450
当期製品製造原価		20,451,664

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 8月 1日
至 令和 5年 7月 31日

単位：円

株式会社 ナノ・キューブ・ジャパン

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計		
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	48,200,000	△55,471,732	△55,471,732	△7,271,732	△7,271,732	
当期変動額						
当期純利益 (損失)	0	12,564,540	12,564,540	12,564,540	12,564,540	
当期変動額合計	0	12,564,540	12,564,540	12,564,540	12,564,540	
当期末残高	48,200,000	△42,907,192	△42,907,192	5,292,808	5,292,808	

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。
(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する事項

発行済み株式の種類及び総数に関する事項

発行済み株式
普通株式

前期末株式数（発行済普通株式）	1,742株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0株
当期末株式数（発行済普通株式）	1,742株

その他の注記